

令和7年度公益財団法人宮崎県奨学会奨学生募集要項

公益財団法人宮崎県奨学会は、優れた学生で、経済的理由により修学困難な者及び宮崎県の教員を志望する者に学資を貸与し、将来有能な人材を育成することを目的として奨学生の募集を行います。

なお、宮崎県の教員として一定期間勤務した場合、貸与した奨学資金の返還を免除する免除型奨学金を創設しております。

1 募集人員 5名程度 (うち免除型奨学金2名)

2 貸与金額 月額25,000円(無利子)

3 貸与期間
令和7年4月より在学する学校の正規の修学期間の範囲内とする。

4 出願資格

次のいずれの条件をも満たす者。

①宮崎県に本籍を有する者、又は本人の主たる生計維持者が宮崎県内に居住している者

②令和7年4月に大学に入学した者

③宮崎県の教員を志望する者

※ ただし、免除型奨学金以外の貸与については、在学生の応募も受け付ける。在学生で希望する場合は、下記問い合わせ先まで個別に問い合わせること。

5 出願手続

出願する者は、次の書類を在籍大学を経由して当会あて提出のこと。

(1) 奨学生願書(様式第1号)

(2) 奨学生推薦調書(様式第2号) ※

・学力所見・人物所見の記入にあたっては、適宜出願者への聞き取りや面談等を行うなど、現時点で判断できる要素を総合的に考慮すること。

・推薦者は、大学の長又は学部の長とする。

(3) 成績証明書

・出身高等学校等の成績証明書又は調書等の写しを添付すること。

(4) 収入等に関する証明書類(本人の属する世帯内の納税義務者全員の収入に係るもの)

① 給与所得の場合

・勤務先発行の令和6年分源泉徴収票(写し可)
(源泉徴収票が取れない給与については給与支払証明書等)

・年金(恩給)に関する公的年金等の源泉徴収票(写し可)

② 給与所得以外の場合

・市町村発行の所得証明書と税務署提出の令和6年分「所得の確定申告」の控え(写し可)

③ 失業(休業)の場合

・失業(休業)前の収入証明書

・失業(休職)による収入としては、失業給付金(雇用保険金)、傷病手当金、災害補償給付金等が考えられるので、実態に応じてそれぞれの受給証明書の写しを添付のこと。

(5) 住民票の写し(本籍が確認できるもの、世帯全員分)

<注意事項>

願書及び推薦調書は当会所定の用紙を使用し、記載上の注意事項を参照の上、該当事項についてもれなく記入すること。

(6) 宣誓書(免除型を申込する方のみ提出)

※推薦調書について、直接課程長に記入を依頼してください。日付、学校所在地、学校長氏名、職印の押印は経済支援係で対応します。

6 提出期限

出願書類の提出は、大学の指示に従って期限に遅れないようにすること。

**【免除型】令和7年6月16日(月)17:00【貸与型】令和7年7月15日(火)17:00
提出先:学生支援・社会連携課経済支援係窓口**

7 選考及び決定通知

- (1) 学業成績、家計状況、その他の資料により選考する。
- (2) 採用決定は令和7年8月頃の予定。なお、採否の決定通知は大学を通じて行う。

8 奨学金の返還

- ① 返還については、卒業後（貸与終了後）6か月を経過した後、貸与を受けた期間の3倍の期間内に、年賦・半年賦・月賦の方法により、全額を返還しなければならない。
- ② 免除型奨学金については、宮崎県の教員として勤務している期間は、その返還を免除する。（12年6ヶ月連続雇用されている場合全額免除）
なお、常勤の教員等としていない期間は、年額10万円の返還が必要となります。

9 その他

- (1) 日本学生支援機構・宮崎県育英資金等他の奨学金との併願はできますが、重複採用はいたしません。ただし、給付型の奨学金との併用は可とします。
- (2) 本人もしくは同世帯の方が、障がいのある人または長期療養者である場合、もしくは生計維持者が単身赴任中の場合は、申請書の「申請理由」の欄に、その旨を記入するとともに、その事実を証明するもの（障害者手帳の写し等）を添付してください。

10 受付及び問い合わせ先

〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号
宮崎県教育庁高校教育課内
公益財団法人宮崎県奨学会
TEL 0985-26-7237
担当 川口

【応募・問い合わせ】

京都工芸繊維大学

学生支援・社会連携課経済支援係

075-724-7143(平日8:30-17:00) shogaku@jim.kit.ac.jp